

社団法人 朝倉青年会議所 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会議所は、社団法人 朝倉青年会議所 (ASAKURA JUNIOR CHAMBER INCORPORATED) と称する。(以下「本会議所」という。)

(事務所)

第 2 条 本会議所は事務所を福岡県朝倉市甘木 9 5 5 番地 1 1 に置く。

(目的)

第 3 条 本会議所は、経済、社会及び文化に関する諸問題を調査し、国内諸団体と協力して、国家の正しい発展及び社会奉仕並びに会員の資質の向上及び相互の連携を図るとともに、日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。また、本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第 5 条 本会議所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産業、経済及び文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究、実施。
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。
- (3) 国際青年会議所及び日本青年会議所並びに、国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (4) 会員の修練及び相互の連携に資する事業の開催。
- (5) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会員及び会費

(会員の種類及び資格)

第 6 条 本会議所の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正 会 員

ア 朝倉市、朝倉郡に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。但し、年度中に 40 歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

イ すでに他青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることはできない。

(2) 特別会員

40 歳に達した年の年度末まで正会員であった者。

(3) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体。

(入会)

第 7 条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、別に定める。

(会員の権利)

第 8 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第 9 条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は退会しようとするときは、理事長に退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 本会の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 破産宣言又は後見開始若しくは保佐開始の審判

(4) 除名

(除名)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決により除名することが出来る。但し、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(3) 会費納入義務を履行しないとき。

(4) 正当な理由なく、出席義務を履行しないとき。

(5) その他、会員として適当でないと認めたとき。

(休会)

第 13 条 正会員が、やむを得ぬ事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会する

ことができる。但し、休会中の会費は、別に定めるところによる。

(抛出金品の不返還)

第14条 退会し、又は除名された会員が既に納入した抛出金品は返還しない。但し、既に納入した会費については月割計算をし退会者に返金するものとする。

第3章 役員等

(種類及び選任)

第15条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上23名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 役員は、監事を除き、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任される。
- 4 監事は会員の中より総会において選任される。
- 5 役員の選任方法については、別に定める。
- 6 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

(職務)

第16条 理事長は、本会議所を代表し会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、事務局及び庶務全般を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の各号の職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の監査。
 - (2) 理事の業務執行状況の監査。
 - (3) 財産の状況及び業務の執行について不正の事実を発見した場合の、総会又は福岡県知事への報告。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合の総会又は理事会の招集。

(任期)

第17条 役員の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再選されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第18条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長及び顧問)

第19条 本会議所に、直前理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 理事長は、会員の中より顧問を若干名指名することができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長及び顧問の任期、辞任及び解任は第17条及び18条の規定を準用する。
- 6 直前理事長及び顧問は、理事会に出席する。但し、議決に加わる権利を有しない。

第4章 会議

(種別)

第20条 本会議所は、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) その他必要な会議
- 2 前項の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第22条 定時総会は、毎年1月及び8月に召集する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事会が総会の必要を決議したとき。
 - (2) 5分の1の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で召集の請求があったとき。
- 3 総会を招集するためには、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって7日前までに各会員に通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の成立及び決議)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事はこの定款に規定するものの外、出席者の過半数の同意をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを議決する。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。

(表決権)

第25条 正会員は、総会における各1個の表決権を有する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第24条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第27条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額の決定
- (6) 会議所の解散
- (7) その他特に重要な事項

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、表決権は有しない。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

- 2 臨時理事会は、理事長は必要と認めたときは、召集することができる。
- 3 理事会構成員の3人以上が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事

会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席構成員の過半数の同意をもってこれを決する。

(理事会の決議事項)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び出席した理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 例会及び委員会

(例会)

第35条 本会議所は、毎月1回以上例会を開く。

- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第36条 本会議所は、その目的達成のため重要事項を研究、審議、実施する委員会を置く。

- 2 委員会の設置は、総会において別に定めるところによる。

第6章 資産

(資産)

第37条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 基金から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第39条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第40条 本会議所の収支予算は、年度開始時に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第41条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第43条 本会議所は、民法第68条第1項2号から4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基いて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を得、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置)

第44条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

(事務局長)

第45条 事務局に事務局長1名及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局は、事務局を統括する。

- 3 事務局長及びその他の職員は理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 4 前各号のほか、事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、主務官庁の許可を受けた日より施行する。
- 2 本会議所の設立当初の役員は、第15条第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会議所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第27条並びに第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会議所の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年12月31日までとする。